

この届出を行った後、振り仮名の変更を行いたい場合は家庭裁判所の許可が必要です！

千後

この届出では名の振り仮名は記載されません！

氏の振り仮名の届

令和 ○年 ○月 ○日 届出

岐阜市長 殿

受理	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住	民	票
					通	知	

本	籍	岐阜市司町40		番地	1
	筆頭者 の氏名	岐阜 太郎			
氏	岐阜				
氏の振り仮名 (カタカナ)	記載したい氏の振り仮名 を記入してください。	ギフ			
おなじ 戸籍 にある 人	(フリガナ) 筆頭者 (名)	タロウ	(住所…住民登録をしているところ)	番地	1
		太郎	岐阜市司町40	番	号
				(岐阜ビル 101号室)	
	配偶者	サクラコ	同上	番地	号
		桜子		番	
				号	
		ハナコ	同上	番地	号
		花子		番	
				号	
				番地	号
				番	
				号	
その他	届出人は原則筆頭者(戸籍の一番上に記載されている人)です。 筆頭者が除籍になっている場合は、配偶者が届出することができます。 筆頭者、配偶者が除籍になっている場合は、子が届出することができます。				
届出人署名 (※押印は任意)	☒ 筆頭者 ☐ 配偶者 ☐ 子	岐阜 太郎 印			
生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成	元 年 2 月 3 日			

届 出 人 (氏の振り仮名の届をする人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(届出人全員が別紙の余白部分に署名してください)			
本 届 書 中 字 削 除	資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人	親権者(□母 □養母) □未成年後見人

振り仮名の届出は令和7年5月26日から令和8年5月25日までの1年間しか届出することができません。
上記の期間に振り仮名の届出を行わない場合、本籍地の通知の通りに振り仮名が記載されます。

上記の届出を行わず、通知通りに記載された振り仮名の変更を行いたい場合は、「氏の振り仮名の変更届(令和5年改正法附則第10条、第11条)」「名の振り仮名の変更届(令和5年改正法附則第12条)」(どちらも家庭裁判の許可不要)を届出して一度だけ変更することができます。

署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成	屋間連絡がとれる電話番号を記入してください
		連絡先(自宅・勤務先・その他) 電話 () — 携帯 () —

記入の注意 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。